

松山家庭裁判所委員会議事概要（第6回）

1 日時

平成18年7月12日（水）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

祖母井明，久保雅文，黒木隆男，小武元，武田秀治，竹本道代，田中忠，沼田幸雄，東俊一，日野諄二，平林茂代，別府恵子，松上豊，村地勉

(2) 事務担当者

黒坂事務局長，吉開首席家庭裁判所調査官，伊村首席書記官，香川総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者，□外部講師）

(1) 委員長あいさつ

(2) 再任，新任委員紹介

- 再任委員3名（祖母井明，田中忠，沼田幸雄）及び新任委員4名（久保雅文，黒木隆男，竹本道代，松上豊）の各委員を紹介した。

(3) 外部講師紹介

- 西蔭健日本司法支援センター愛媛事務所長を紹介

(4) 日本司法支援センター及び同センター愛媛事務所の活動内容とその準備状況等について説明

- 席上配布資料に基づき，日本司法支援センター及び同センター愛媛事務所の活動内容とその準備状況等について説明した。

○ 財源は，どうなっているのですか。

- 法務省管轄の予算で，全国地方事務所の事務所費，給与等が賄われることになるものと思われます。

○ 今年の予算はついているのでしょうか。

- 当初の運営予算として、事務所の設備予算、運営年度予算が付いています。
- コールセンターへのアクセス件数は、愛媛県でどれくらいの件数を予測していますか。
 - 約1000件です。
 - 裁判所との連携について、どういうことが検討課題になっているのですか。
また、被害者保護の支援の関係で、少年事件特有の問題として、記録の閲覧・謄写がどのようになるのか、身柄事件の付添人の扱いがどうなるのかといった問題がありますが、これに関連して、被疑者弁護制度の運営がどういうふうになるのでしょうか。
- 前段について、裁判所との関係については、今後、裁判所と協議することになっています。基本的には、支援センターは法律相談はしないことになっています。当初から、弁護士会、司法書士会などの民業圧迫をしないという前提に立っております。ただし、例外として、センターを訪れた人が、法律扶助の要件に合致している場合には、そのまま、弁護士会で相談を受けられるような体制が望ましいと私自身は考えていますが、それを、弁護士会、司法書士会が認めるかどうかは今後の協議になるかと思えます。

後段について、被疑者弁護に対応して、支援センターの被疑者弁護の弁護士に依頼して活動してもらっていた段階から、家裁に事件送致された途端に手続からはずれることになるのは問題だと考えています。この場合には、支援センターでは対応できないので、扶助協会に対応することになると考えています。ただし、これには、法律扶助協会から委託事業として資金的なものが出ていることが前提になっています。
- それがなくなればどうなるかが問題となっているのですか。
- そうです。
- 西蔭所長には、懇切丁寧な説明をしていただきましてありがとうございます。10月1日から実際に業務開始になるそうですが、機会があれば、実施

後の状況についてもご報告をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(4) 裁判所利用アンケート結果報告

- 1階から4階までの各エレベーター前のホールにアンケート回収ボックスを設置し、待合室、相談室等9か所の目立つ所にアンケート用紙を設置しています。5階は、当事者が来ないため設置していません。設置場所も、その位置を何度か変更しています。配布枚数62枚中、回収した枚数は11枚でした。回収したアンケートの意見としては、事件当事者からの苦情もありますが、多くは、好意的な意見でした。その中で、感想意見として、来庁者がプライバシーについて関心があることがよく分かるのですが、この点については、解決方法を検討中です。
- いつからいつまでの数字ですか。また、しばらく続けられる予定でしょうか。
- 今年4月10日から昨日までの数字です。
- アンケート結果に対する回答として、どこかに結果を掲示する必要はないでしょうか。
- アンケートの中で、廊下が暗いとか暑いとかいうのは、説明しなくてもいいものではありませんか。
- 一般的な説明として、廊下に、節電していますという掲示はしています。
- 裁判所に来る人は、暗い気持ちでくるのですから、せめて、廊下くらい明るくしたらどうでしょうか。
- 調停室には絵画を置くとかしているのですが、電気の使用量が一番問題なのです。
- アンケートはしばらく続けようと思っております。しかし、今回のような集計結果発表は今回で終わりとして、特に家裁委員会でお諮りしたい事項がある場合に委員会で取り上げたいと思っています。
- 調停委員の自己紹介とか事件当事者のプライバシーの配慮とかの問題がある

のであれば、報告していただきたいと思います。

- それでは、方法は別に考えるとして、報告することにいたします。

調停委員の名前の告知については、裁判所としては告知するようという指示もしていませんし、告知しなくてもいいとも言っていません。自主性に任せています。名前を名乗っておられる調停委員もおられますが、地元で長くいて名前を名乗ればどこの誰ということがわかる方もおられまして、一概に言えない事情があります。

以上で予定していた議題は終了しましたが、次回の議題について何かご意見はありませんか。

- 次回もアンケートの結果を発表していただきたい。
- ではそういたします。
- 調停事件の1件あたりの開廷回数と時間について、報告していただきたい。
- わかりました。それでは、調停事件全般について報告するということにいたします。

(7) 次回家庭裁判所委員会の開催日時

平成19年2月19日（月）午後1時30分